

歸、唯今は病氣と罷成、落髮仕致流浪、及餓死申躰に御座候處に、長九郎左衛門承不便がり、知行所に而少之合力仕置申由に御座候。微妙院様に御奉公申上候まひ舞幸若丸左衛門と申者、御逝去之前夜迄、御寢成所に而舞被仰付候處に、當御代に成御扶持被召上候。就其唯今者及餓死申躰に而、道心者に罷成、門々にて食物を乞申候由。右兩人はかひごろしの御足輕なみに、御扶持も被下候へば、難有儀に而可有御座と何茂申候。右兩人之まひ舞に不限、微妙院様御扶持被下置候者共數人、當御代に成御扶持被召上者共、流浪仕申由承申候。虚實者不奉存候へども言上仕候。以上。

酉ノ正月晦日

豊嶋安右衛門判

右は寛文九年己酉也。

按するに、金澤折違町池の小路に居住せし舞々大夫は、右八右衛門・九左衛門が子孫ならんか。抑、幸若が事は、蔭涼軒季瓊日録に、寛正六年八月七日。幸若丸御免許。可參于今出川殿之由、被仰于伊勢守也。八日幸若丸參于今出川殿而可爲上首之事。先職可有扶持之云々。とあり。伊

勢貞丈雜記に、幸若と云ふは、音曲をするものなり。扇びやうしをととりて、古の軍物語などをうとふ者也。今もあり。應仁別記に、三條殿に幸若の舞のありし事見ゆといへり。吾が舊藩五世參議中將綱紀卿の筆記し給へる桑華書志に云ふ。今世舞々を云者。桃井播磨守直常之孫從五位下宮内少輔直詮童名幸若丸、權輿。其玄孫八郎九郎義安長於其藝。于今相傳、世々稱八郎九郎。又直詮女嫁越州大野郡松田氏。爲之贅壻。稱幸若彌四郎。又義安弟善慶子吳竹稱之小八郎。各其裔以此爲家稱。當時候于幕府者此三家也。又有幸若者。是若松二郎經家之裔也。與幸若丸兒、在叡山。同習此藝。至今。桃井・岩松兩氏爲舞大夫云々。と載せられたり。參河後風土記に云ふ。天文十四年乙巳三月廿日徳川廣忠卿不慮之災難に逢ひ給へども、御命は別儀なし。其故は、御譜代之近士岩松八彌と云ふ者、新田の末葉若松の嫡流、度々軍功あり。片目なるがゆゑに、時の人片目八彌と云ひし。然るに今日八彌出仕して、子細なく廣忠卿を村正の脇刺にて誤り、股に當る。即逃走。植村新六出合組留る。松平藏人信孝鎧を以て八彌を突殺したり。八彌亂氣酒狂也。

然れども可有に非ずとて、子一人ありしを忽ちに誅せられ、六藏の孫も可誅に極るを、廣忠卿其命を助けらる。然れども武士道を長く留之、長袖にすべしとて、越中住人桃井の末孫に幸若小八郎大夫と云ふ舞大夫の弟子に賜はり、幸若の幸の字と本名岩松の岩を取りて、幸若と名乗らせらる。成長して幸若與大夫と申しけり云々。抑、幸若・幸若は、清和天皇の後胤八幡太郎義家の末流にて、新田の一族たりしが、桃井・岩松の二家共に舞大夫と成りたるこそ淺ましけれ。とあり。越前誌に云ふ。幸若丸。相傳へて曰く、其先は越中の守護桃井播磨守直常の裔なり。新田氏に屬す。新田氏亡びて後、諸國を漂泊し、後に叡山に遊學して、音曲を好み、草紙を誦ふ。子孫其曲を業として、幸若大夫と稱す。又幸若大夫と稱する者あり。幸若と共に叡山に學ぶと云ふ。天正十年五月五日、徳川家康公織田信長公と安土山に會せし時、幸若大夫音曲を奏し、梅若大夫猿樂を舞ひける處、幸若の音曲に越えたりとて、又命じて和田酒盛を舞ひけるに、黄金百兩を賜ふと、信長記に見えたり。又元和元年關東・大坂和平ありて、兩公凱陣の時幸若八郎九郎

を東都に召して上覽ありし事、難波戰記に見ゆ。越前國丹生郡田中村に土着して、采地千石を賜はる。とあり。平次按するに、徳川家康公の駿府に養老し給ふ後、幸若大夫越前より參向して、舞曲をなしたる事は、駿府政事録に、慶長十六年十二月十二日。今夜幸若彌次郎大夫被召出。有舞曲。同十七年七月十八日。幸若大夫賜御暇。歸越前。銀子三百兩下賜之。同十八年五月六日。幸若八郎九郎大夫召御前。舞曲有之。同十九年四月初日。幸若有舞曲。六月初日。幸若舞曲高館。伊吹落。五日幸若大夫舞曲築嶋云々。十一日幸若舞曲伏見常盤。七月十日幸若有舞曲。靜。御暇被下。銀三百兩。御服等給之。など見えたり。されば家康公も殊に此の舞曲を賞翫し給へるに依て、駿府へ幸若大夫共交代して、越前より參上せしこと知られけり。越前丹生郡田中村には數家ありて、領地を賜はりたり。天和三年三月幕府之達書に、舞々・猿樂維雖御扶持人向後刀指すべからざる事。但役相勤候時分は慶斗目不苦。など載せられ、明治維新の際まで、越前丹生郡田中村に土着し、給領を收納すといへり。

○幸若舞奇特傳話